

外国法人に支払う翻訳作業料の課税関係

税理士 高山 政信

[事例]

内国法人A社は、各国語の翻訳を業とする法人である。当初、翻訳作業の仕事が少なかったため、日本に在住する各国の人間にアルバイト的に翻訳作業を依頼していたが、最近になって翻訳作業が急増したため、今後は、中国語の翻訳には上海の中国法人B社、タイ語の翻訳にはバンコクのタイ法人C社、及びミャンマー語の翻訳はヤンゴンのミャンマー法人D社に依頼することになった。それぞれの作業料は、日本でのアルバイト的な翻訳作業の時の支払と同水準を考えている。当該翻訳作業の対価の額は、原価にある程度の利潤のものと考えて、全て国外での人的役務の対価として源泉徴収の対象としないでもいいか。

なお、B社、C社及びD社とも国内に恒久的施設を保有していない。

[ポイント]

外国法人に支払う翻訳作業料が使用料に該当するかそれとも人的役務の対価となるかについて、次の項目に分けて検討する。

- 1 使用料に対する国内法の課税関係
- 2 使用料と人的役務提供の対価との区分
- 3 租税条約の適用関係

[検討]

1 使用料に対する国内法の課税関係

(1) 国内に恒久的施設を有しない外国法人の課税関係

国内に恒久的施設を有しない外国法人は、事業所得について法人税の課税はないが、一定の国内源泉所得について法人税の総合課税の対象とされる。

一方、所得税法161条1号の3から7号まで及び9号から12号までに掲げる国内源泉所得については所得税を源泉徴収により納める義務がある（所法178、179、212）。

(2) 翻訳作業料

所得税法161条7号で、次のとおり規定している。

「七 国内において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

- イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（譲渡による対価）の使用料又はその譲渡による対価
- ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの（譲渡による対価）の使用料又はその譲渡による対価
- ハ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料」

また、所得税基本通達161-23（技術等及び著作権の使用料の意義）では、次のとおり規定している。

「（所得税）法第161条第7号イの「工業所有

権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」(以下「技術等」という。)の使用料とは、技術等の実施、使用、採用、提供若しくは伝授又は技術等に係る実施権若しくは使用権の設定、許諾若しくはその譲渡の承諾につき支払を受ける対価の一切をいい、同号の著作権の使用料とは、著作物(著作権法第2条第1項第1号((定義))に規定する著作物をいう。)の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物の利用又は出版権の設定につき支払を受ける対価の一切をいうのであるから、これらの使用料には、契約を締結するに当たって支払を受けるいわゆる頭金、権利金等のほか、これらのものを提供し、又は伝授するために要する費用に充てるものとして支払を受けるものも含まれることに留意する。」

上記の規定によれば、翻訳も使用料の範囲に含まれることになるが、通常の翻訳作業の対価が業界の相場に基づき時給ベース支払われているときに、使用料と区分されることに違和感を感じる人も多いと思う。

この調整は、次の人的役務提供の対価との区分によることになる。

2 使用料と人的役務提供の対価との区分

実務においては、使用料と人的役務提供の対価かが明確でない場合が多いため、その解決のため、所得税基本通達161-24(図面、人的役務等の提供対価としての支払を受けるものが使用料に該当するかどうかの判定)があり、次のとおり規定している。

「161-24 技術等を提供し又は伝授するため図面、型紙、見本等の物又は人的役務を提供し、かつ、当該技術等の提供又は伝授の対価の全てを当該提供した物又は人的役務の対価として支払を受ける場合には、当該対価として支払を受けるもののうち、次のいずれかに該当するものは(所得税)法第161条第7号イに掲げる使用料に該当するものとし、その他のものは当該物又は人的役務の提供の対価に該当するものとする。

- (1) 当該対価として支払を受ける金額が、当該提供し又は伝授した技術等を使用した回数、期間、生産高又はその使用による利益の額に応じて算定されるもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、当該対価として支払を受ける金額が、当該図面その他の物の作成又は当該人的役務の提供のために要した経費の額に通常の利潤の額(個人が自己の作成した図面その他の物を提供し、又は自己の人的役務を提供した場合には、その者がその物の作成又は人的役務の提供につき通常受けるべき報酬の額を含む。)を加算した金額に相当する金額を超えるもの

(注) 上記により物又は人的役務の提供の対価に該当するとされるものは、通常その図面等が作成された地又は人的役務の提供が行われた地に源泉がある所得となる。
なお、これらの所得のうち、国内源泉所得とされるものは、同条第1号、第2号又は第8号に掲げる所得に該当する。」

上記通達の(2)が重要である。上記通達の(1)で使用料となるものを例示し、(2)では、通常の原価に通常の利潤の額を加算したものは、使用料としないことを明らかにしている。

したがって、翻訳作業料についても、原価(翻訳作業に従事する具体的な人数と熟練度等及び従事時間と単価等の明細)を明らかにした上で、原価に加算しているものが通常の利潤程度であれば、この通達により、使用料とされないことになる。

事例の場合は、日本での支払額を基準としているが、中国、タイ及びミャンマーでの人件費の水準が日本に比べて著しく低いことからすると、日本での支払額程度だからといって、人的役務提供の対価ということはできないことになる。

具体的には、各社の原価等の明細が明らかにされない場合には、次のように考えるのが相当であろう。まず、各国(場合によっては、依頼している会社の地域)の最低賃金を把握する。最低賃金は、工場労働者やサービス業に従事している単純労働者の基準賃金であることから、

それを時間換算し、それに翻訳の特殊性を加味した金額を加算したものがそれぞれの国の原価相当と考えて無理がないものと思う。

一般的にいって、日本水準の翻訳作業料を支払っている場合は、使用料に該当しないとすることに無理があるものと思われる。

3 租税条約の適用関係

翻訳作業料が、所得税基本通達161-24で規定する人的役務提供の対価に該当すれば、その人的役務の提供が国外で行われていることから、わが国の課税はないことになる。

使用料に該当する場合は、次のとおりである。

(1) 中国法人の場合

对中国租税条約12条（使用料）では、使用料の定義を日本の国内法と同じように規定していることから翻訳作業料も使用料として課税されることとなる。B社は、租税条約に関する届出書を提出することにより、10%の税率で所得税及び復興特別税が源泉徴収されることになる。

(2) タイ法人の場合

对タイ租税条約12条（使用料）では、使用料

の定義を日本の国内法と同じように規定していることから翻訳作業料も使用料として課税されることとなる。C社は、租税条約に関する届出書を提出することにより、15%の税率で所得税及び復興特別税が源泉徴収されることになる。

(3) ミャンマー法人の場合

ミャンマーとは租税条約を締結していないことから、国内法どおり、支払の際に、20.42%の税率で所得税及び復興特別税が源泉徴収されることになる。

4 まとめ

翻訳作業について、日本での翻訳作業料と同程度の基準で支払っていた場合でも、各国の賃金水準等の格差により、使用料として課税される場合があることに注意する必要がある。また、翻訳作業を国外での人的役務の提供の対価とするためには、原価等の明細が提出されない場合に備えて、普段から現地での賃金情報等を幅広く収集しておくべきことになる。

租税訴訟学会ニュース

[第43回研究会のご案内]

租税訴訟学会では、次のとおり「第43回研究会」を開催いたします。

- ・日 時：4月7日(月) 午後6時～8時30分
- ・場 所：弁護士会館2階「クレオA」
- ・テーマ：「相続人等名義財産の相続財産該当性の検証」
- ・発表者：守田啓一 税理士
- ・コメンテーター：岩下忠吾 税理士

[お問合せ]

研究会等参加の申込み・租税訴訟学会への入会方法につきましては、下記の学会ホームページをご覧いただか、学会事務局までお問合せ下さい。

・租税訴訟学会事務局

Tel 03-3586-3601

Fax 03-3586-3602

<http://sozei-soshou.jp/>

e-mail : info@sozei-soshou.jp